明和町空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準

令和 ６年 ４ 月２２日公表

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和５年法律第 50 号）により改正された空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 23 条第１項に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定に関しては、支援法人の活用に関する本町の方針が定められるまでの間、町長はこれを行わないこととする。